

告 示

埼玉県告示第六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により三芳町北松原土地区画整理組合から富士見都市計画事業三芳町北松原土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年一月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司